

苫小牧市再生可能エネルギーゾーニング検討業務
仕様書

令和4年7月

苫小牧市

本プロポーザルは、令和4年度9月補正予算の成立を前提に行う準備行為であり、本業務委託における予算が成立しなかった場合には契約は行わないことがある。予算の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。

1 業務名

苫小牧市再生可能エネルギーゾーニング検討業務

2 業務の目的

本市では、令和3年度にゼロカーボンシティの実現を目指す宣言を行い、脱炭素社会の実現に向けた施策を進めている。また同年度に「苫小牧市再生可能エネルギー基本政略」を策定し、再エネの導入ポテンシャルや二酸化炭素排出量の推計等を行った。

本事業では、「再エネ導入検討のための情報整理と再エネ導入候補地の抽出」を目的とし、太陽光、陸上・洋上風力発電に関わる各種情報の収集・整理を図るものとする。なお、本事業で得られた各種情報等はゾーニング手法を用いて集約を行い、最終成果として「ゾーニングマップ」を作成すると同時に、「再エネ導入と景観調和を図るための条例」等を策定する基礎資料として活用することを目的とする。また、今年度改訂を行っている環境基本計画の実行を進めるにあたり、本事業結果を活用する。

2 業務場所

苫小牧市内他

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 対象とする再生可能エネルギー

太陽光発電、洋上風力発電、陸上風力発電

5 業務内容

(1) 計画準備

受託者は、必要な作業体制を構築し、業務実施計画書を作成のうえ提出・承認を得るものとする。本業務の目的、位置づけ、役割等の整理を行い、本市における上位計画や関連計画について確認の上、地域課題やステークスホルダー等を明確にする。

(2) 資料・情報の収集・整理

本市のゾーニングに必要な自然的・社会的条件等の収集・整理を行う。資料収集過程で本市のゾーニングで特に配慮すべき事項があれば、適宜追加していく。

(3) ヒアリング調査

ゾーニングマップの作成や景観条例の制定にあたって必要なヒアリングを実施し、市域の情報についての補完、専門的な知見を得るものとする。

(4) 現地調査（景観調査）

現地調査として景観調査を実施する。対象区域は苫小牧市域とし、調査手法等を記した調査計画書を事前に作成し、発注者の了解を得るものとする。

(5) ゾーニングマップの作成

既存情報、ヒアリング調査結果、GIS データ等を活用し、環境省等の示すマニュアル等に準じた手法により作成し、保全エリア・調整エリア・促進エリア等の設定を行う。

(6) 再エネ導入方針の検討

ゾーニングマップ及びヒアリング等の結果に応じて、苫小牧市における再エネ導入方針を検討する。

(7) 再エネ導入と景観との調和を図るための条例等の検討

本事業で得られた成果を活用し、再エネ導入と景観との調和を図るための条例の設定に向けた検討を行う。

(8) 報告書作成

本業務の報告書を作成する。
報告書の構成や内容等については、発注者と協議して決定するものとする。

(9) 打ち合わせ協議

業務期間中に適宜本市との打ち合わせを行う。

6 成果品

以下の成果品（紙原稿及び電子ファイル）を提出するものとする。なお、上記（1）～（9）で実施した調査等について調査結果報告書を作成し、電子ファイルによる提出は DVD-R 等の記録メディアで行うこと。

①業務報告書（A4 版）

紙原稿各 2 部、電子ファイル各 1 部

②業務報告書概要版（A4 版、4 ページ程度）

紙原稿各 30 部、電子ファイル各 1 部

③その他調査結果、及び活用したデータ等、一式

電子ファイル各 1 部

7 実施上の注意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、苫小牧市と十分に打ち合わせを行い、市の承認の上行うこと。
- (2) 業務内容については、業務仕様書の内容を基本とするが、本業務の実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、市から受託者に協議を申し出る場合がある。この場合受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 必要に応じて、市等が主催する環境保全・ゼロカーボンに関連する会議体等に出席し、業務内容に関する説明及び報告を行うこと（1～2回を想定）。

7 その他特記事項

(1) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。なお、事故等が発生した場合は、処理経過等について、市に速やかに報告すること。

(2) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはいけない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 業務責任者等

業務を効果的・効率的に実施するため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。

また、業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(4) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、苫小牧市個人情報保護条例（平成7年度条例第2号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報

の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 関係法令の遵守

業務の実施に当たって、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

(6) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については、苫小牧市に帰属するものとし、苫小牧市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用権等に関する一切の責任を負わなければならない。

(7) 委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させるものとする。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと市が認めるとき、又は業務内容が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは、全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分に留意すること。

(8) 本仕様書に定めのないことについては、市と協議の上、決定すること。